こと又は当該船員が対象家族を介護していることを知らせることを前提としたものであること。そのために、法第二十五条に定める措置を事業主が講じている必要があること。

㈢　船員又はその配偶者が妊娠若しくは出産したことを知ったときに、当該船員に対し育児休業に関する事項を知らせるに際しては、当該船員が計画的に育児休業を取得できるよう、併せて、法第五条第二項の規定による育児休業の再度取得の特例、法第九条の二の規定による同一の子について配偶者が育児休業をする場合の特例、その他の両立支援制度を知らせることが望ましいこと。

五～八　（略）

九　法第二十四条第一項に規定する休暇及び同項各号に定める制度又は措置に準じて、必要な措置を講ずるに当たっての事項

㈠　船員の申出に基づく育児に関する目的のために利用することができる休暇とは、例えば、次に掲げるものが考えられること。なお、これらの休暇は、必ずしも単独の制度である必要はないこと。

イ　配偶者の出産に伴い取得することができるいわゆる配偶者出産休暇

ロ　入園式、卒園式等の行事参加も含めた育児にも利用できる多目的休暇（いわゆる失効年次有給休暇の積立による休暇制度の一環として措置することを含む。）

㈡　当該措置の適用を受けるかどうかは、船員の選択に任せられるべきものであること。

十　（略）

十一　法第二十五条の規定により、事業主が職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上必要な措置を講ずるに当たっての事項

五～八　（略）

九　法第二十四条第一項の規定により同項各号に定める制度又は措置に準じて、必要な措置を講ずるに当たっての事項

当該措置の適用を受けるかどうかは、船員の選択に任せられるべきものであること。

十　（略）

十一　法第二十五条の規定により、事業主が職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上必要な措置を講ずるに当たっての事項

法第二十五条に規定に基づく事業主が職場において行われるその雇用する船員に対する育児休業、介護休業その他の船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年運輸省令第三十六号。以下「則」という。）第三十二条の二で定める制度又は措置（以下「制度等」という。）の利用に関する言動により当該船員の就業環境が害されること（以下「職場における育児休業等に関するハラスメント」という。）のないよう雇用管理上講ずべき措置について、事業主が適切かつ有効な実施を図るために必要な事項については、次のとおりであること。

㈠　職場における育児休業等に関するハラスメントの内容

イ～ハ　（略）

ニ　イに規定する「その雇用する船員に対する制度等の利用に関する言動により就業環境が害されるもの」とは、具体的には㈠①から⑧までに掲げる制度等の利用に関する言動により就業環境が害されるものであること。典型的な例として、㈡に掲げるものがあるが、㈡に掲げるものは限定列挙ではないことに留意が必要であること。

㈠　（略）

㈡　典型的な例

①　（略）

②　制度等の利用の申出等又は制度等の利用を阻害するもの

客観的にみて、言動を受けた船員の制度等の利用の申出等又は制度等の利用が阻害されるものが該当すること。ただし、船員の事情やキャリアを考慮して、早期の職場復帰を促すことは制度等の利用が阻害されるものに該当しないこと。

㈠～㈣　（略）

③　（略）

㈡　（略）

十二～十四　（略）

法第二十五条の規定に基づく事業主が職場において行われるその雇用する船員に対する育児休業、介護休業その他の船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年運輸省令第三十六号。以下「則」という。）第三十二条の二で定める制度又は措置（以下「制度等」という。）の利用に関する言動により当該船員の就業環境が害されること（以下「職場における育児休業等に関するハラスメント」という。）のないよう雇用管理上講ずべき措置について、事業主が適切かつ有効な実施を図るために必要な事項については、次のとおりであること。

㈠　職場における育児休業等に関するハラスメントの内容

イ～ハ　（略）

ニ　イに規定する「その雇用する船員に対する制度等の利用に関する言動により就業環境が害されるもの」とは、具体的には㈠①から⑧までに掲げる制度等の利用に関する言動により就業環境が害されるものであること。典型的な例として、㈡に掲げるものがあるが、㈡に掲げるものは限定列挙ではないことに留意が必要であること。

㈠　（略）

㈡　典型的な例

①　（略）

②　制度等の利用の申出等又は制度等の利用を阻害するもの

客観的にみて、言動を受けた船員の制度等の利用の申出等又は制度等の利用が阻害されるものが該当すること。

㈠～㈣　（略）

③　（略）

㈡　（略）

十二～十四　（略）